

PREEB不動産ビジネス専門家協会通信

第91回

ビルオーナーと共に考えるホテル投資

アパート・コロナとゼロゼロ賃貸の返済が止ったホテル業界の現状と将来展望

【前回(10月9日号)から続きます】

コロナ禍で一変した 不動産賃貸借契約

4. コロナ禍で一変し

た不動産賃貸借契約と

5. 賃料減額交渉

料が意図的に低めに抑

えられる傾向があつ

た。換言すると、必ず

しもフェアな契約実

態ではなかつた。

コロナ禍によりホテ

ル運営の契約形態で最

も影響を受けた賃料方

式が、固定賃料型の賃

料借契約である。この

ため、コロナ禍で大幅な賃料減額

今月の筆者



ホンダ商事
代表取締役
本田 和之氏

不動産ビジネス専門家協会会員
全国不動産コンサルティング協会 理事
首都圏定期借地借家権推進機構 理事
不動産コンサルティングマスター®
定借プランナー®/定借アドバイザー®
ビジネスホテル開発、店舗開発、不動産コンサルティングなど商業用不動産の開発業務の経験を糧に、市場調査・商圈分析、土地の有効活用、テナントリーシング、売買仲介に関する様々な契約締結業務などの実績を積み、土地所有者にとって大切な『資産を減らさずに収益を上げる』利益最大化のための不動産有効活用の企画・提案・実施に至るトータルサポートを得意分野としている。

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-pr.co.jp/>

賃料減額交渉の注意点

5. 賃料減額交渉における3つの注意点

料が意図的に低めに抑えられる傾向があつた。換言すると、必ずしもフェアな契約実態ではなかつた。

コロナ禍によりホテル運営の契約形態で最も影響を受けた賃料方式が、固定賃料型の賃料借契約である。このため、コロナ禍で大幅な賃料減額

が実涉や交渉が実らなかつたケースでの撤退、不動産運営会社の交代(オペレーター・チェンジ)、あるいはホテル運営会社の破綻が続発した。たとえ、「定期

料で契約することが多く、固定賃料+歩合賃料での契約であつて不動産賃貸借契約が比較的多かつた。賃貸借方式の場合、固定賃料で契約することが多く、固定賃料+歩合賃料での契約であつても賃貸借契約が反故にされ、大幅な賃料減額や中途撤退が恒常化した。その結果、定期借家契約(定期建物賃貸契約)で「契約期間」と「賃料」を固定化し、変更不可となつた賃貸借契約であつても契約は反故にされ、大幅な賃料減額や中途撤退が恒常化した。その結果、定期借家契約(定期建物賃貸契約)の法律の立て付けは無実化し、定期借家神話は無残にも崩壊したのが実状である。

運営会社側からみれば

利益幅を多く確保しなければならなかつた。

そのため所有者への賃

は、所有者からすれば「賃料の減額に応じる法的義務はない」という前提がある。賃料を滞納すれば、契約に基づいてホテル運営会社を退去させることでもあります。

(1) ホテル運営会社は賃料減額によって債務を減免する方法をすれば、「売上が減ったから」賃料を減免示すことが不可欠。

①現状の対策や施策を

貸借継続できる根拠を示すことが不可欠。

非常に厳しい言い方をすれば、「売上が減

たから」してほしいというの

細かく説明したうえで、賃料減額によつて

運営会社の破綻が続発した。たとえ、「定期

料で契約することが多く、固定賃料+歩合賃

料での契約であつて不動産賃貸借契約が比較的多かつた。賃貸借方式の場合、固定賃

料で契約することが多く、固定賃料+歩合賃

料での契約であつても賃貸借契約が反故に

され、大幅な賃料減額や中途撤退が恒常化

した。この措置では、コロナ禍により収入が減

少して賃料の支払いが困難になつたホテル運

営会社に対し、賃料減免(負債の免除等)の

所定の手続きを所有者が行なつた場合には、

税務上損金として計上

することができるとなつた。

②ホテル運営会社が撤

退した場合の次期テナ

ント誘致までの機会損

失と賃料減額の影響を

比較考量する。

いずれにしてもホテ

ル運営会社からの一方

入返済があり、協力し

たくても応じることが

できない場合もある。

③近傍同種(同業他社)

での条件や賃料相場を

調べて、状況に応じた適切な金額の範囲内で

交渉を行う。

④所有者とホテル運営

会社は相手を理解し納

めができる着地点を見つけるべくお互いに寄り添つて交渉を行つ。

(3) 所有者にとってのメリットを説明する

賃料減額交渉における注意点は大きく3つ

は、所有者からすれば

次第で収益が大きくなり

動する資産を指す。」

得できる着地点を見つけるべくお互いに寄り添つて交渉を行つ。

う前提がある。賃料を

滞納すれば、契約に基

づいてホテル運営会社

を退去させることでも

責任はない。